

岩手県告示第137号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成28年2月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 海岸名 岩手県三陸南沿岸両石漁港海岸両石地区海岸
- 2 指定区域

次の基点1から基点31までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点31と基点1とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- 基点1 北緯39度18分22秒34378、東経141度53分24秒69378
- 基点2 北緯39度18分19秒32764、東経141度53分23秒66904
- 基点3 北緯39度18分19秒38556、東経141度53分23秒38655
- 基点4 北緯39度18分22秒00119、東経141度53分24秒27521
- 基点5 北緯39度18分22秒03739、東経141度53分23秒95429
- 基点6 北緯39度18分28秒97203、東経141度53分25秒71926
- 基点7 北緯39度18分29秒31309、東経141度53分26秒18618
- 基点8 北緯39度18分29秒48886、東経141度53分25秒97246
- 基点9 北緯39度18分30秒10024、東経141度53分26秒80560
- 基点10 北緯39度18分30秒28813、東経141度53分27秒10550
- 基点11 北緯39度18分30秒62606、東経141度53分27秒55382
- 基点12 北緯39度18分31秒65259、東経141度53分28秒97563
- 基点13 北緯39度18分31秒30213、東経141度53分31秒63981
- 基点14 北緯39度18分31秒11471、東経141度53分32秒21946
- 基点15 北緯39度18分30秒78893、東経141度53分33秒08844
- 基点16 北緯39度18分30秒71921、東経141度53分33秒04513
- 基点17 北緯39度18分30秒47924、東経141度53分33秒17367
- 基点18 北緯39度18分30秒26284、東経141度53分32秒89628
- 基点19 北緯39度18分30秒25192、東経141度53分32秒71248
- 基点20 北緯39度18分30秒76487、東経141度53分31秒34422
- 基点21 北緯39度18分31秒06038、東経141度53分29秒20895
- 基点22 北緯39度18分29秒87270、東経141度53分27秒63328
- 基点23 北緯39度18分29秒62731、東経141度53分27秒36162
- 基点24 北緯39度18分29秒02330、東経141度53分26秒53852
- 基点25 北緯39度18分29秒05866、東経141度53分26秒49553
- 基点26 北緯39度18分28秒85207、東経141度53分26秒21400
- 基点27 北緯39度18分28秒36066、東経141度53分26秒08057
- 基点28 北緯39度18分27秒01340、東経141度53分25秒79969
- 基点29 北緯39度18分26秒05891、東経141度53分25秒53758
- 基点30 北緯39度18分23秒69024、東経141度53分24秒88712
- 基点31 北緯39度18分22秒98798、東経141度53分24秒71077

備考 関係図面は、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部に備えておいて縦覧に供する。